

館山市移住定住促進助成金交付制度のご案内

1. 制度概要

市内の民間賃貸住宅を利用する安房地域外からの転入子育て世帯（中学3年生以下の者を含む世帯）に対して家賃助成金を交付します。

2. 事業期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日までの1年間

3. 助成額

月額家賃に2分の1を乗じた額（月2万円を上限とし、千円未満は切り捨て）⇒ 最大24万円

※助成対象期間は、助成開始月（=交付決定日）から12か月を限度とします。

※予算の範囲内で助成しますので、予算がなくなり次第終了となります。

（例）月額家賃6万円×1/2=3万円 ただし、上限は月2万円なので、助成額は2万円

4. 助成対象者

次の要件をすべて満たしている転入子育て世帯が対象となります。

- ①本市に定住することを目的に転入し、世帯員全員が該当する民間賃貸住宅に入居している世帯。ただし、本市に転入後、1年を経過した世帯及び本市から転出後、5年に満たない期間内に再度転入した世帯を除く。
- ②生活保護法の規定による住宅扶助、その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ③館山市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員等でないこと。
- ④世帯員全員が市税を完納していること。
- ⑤世帯にこの制度による助成を受けた者がいないこと。ただし、次年度も継続して申請する場合は除く。
- ⑥世帯員に外国人を含む世帯の場合は、当該外国人が永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有している者であること。
- ⑦世帯に住宅手当を受給している者がいないこと。
- ⑧世帯に館山市が開設する移住相談窓口において、移住相談を受けた者がいること。
- ⑨世帯にその他の移住支援制度に係る助成金の交付の対象となった者がいないこと。

5. 助成金の申請から交付までの流れ

（1）助成金の交付申請（申請者→市）

◎申請時期：市内の民間賃貸住宅に入居し、転入から1年以内

（2）交付決定（市→申請者）

（3）助成金の請求（交付決定者→市）※年3回（①4～7月分 ②8～11月分 ③12～3月分）

（4）助成金の交付（市→交付決定者）※年3回（①8月支払 ②12月支払 ③3月支払い）

＜お問合せ・申請先＞

館山市経済観光部雇用商工課 雇用定住係

住所：〒294-0036 館山市館山1564-1（“渚の駅”たてやま内）

電話：0470-22-3136 FAX：0470-24-2404

メールアドレス：shoukan@city.tateyama.chiba.jp